固定資産をお持ちの方が亡くなられた際のお手続きについて

亡くなられた納税義務者の課税明細書や名寄帳がある

課税明細書又は名寄帳で所有資産の確認が可能です。
課税明細書は、毎年4月に「固定資産税・都市計画税納税通知書・課税明細」としてお送りしています。(ただし、非課税の資産は課税明細書に記載されません。)
課税明細書がお手元に無い場合は、名寄帳(なよせちょう)を申請することでお持ちの資産の確認が可能です。
※申請の際は下記「お手続きの御案内」 を御覧ください。

はい / いいえ

亡くなられた納税義務者が未登記家屋(登記されていない家屋)を所有している

未登記の場合は、課税明細書の「家屋番号/住宅区分」欄もしくは名寄帳の「家屋番号」欄に「未登記」と印字されています。

はい / いいえ

固定資産税は原則1月1日時点の登記簿所有者に対して課税されます。

12月末までに相続登記(所有権移転登記)が完了する予定である

いいえ / はい

資産税課でのお手続きはありません。
来年度4月に新しい登記簿所有者の方宛に納税通知書をお送りします。

亡くなられた年の翌年2月末までに
「固定資産税納税義務者申告書」の提出が必要です

登記が完了するまでの間、固定資産税の納税義務者となる方を申告していただききます。

◆お知らせ◆
この申告は、岡崎市の固定資産税の納税義務者名義を相続登記が完了するまでの間に限り変更するものです。この申告をしても不動産登記簿の名義は変更されませんので別途法務局へ登記申請が必要です。

・令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。
・法務局へ相続人申告登記制度による申告登記(相続登記とは異なります)をされた場合でも、本申告は必要となります。
※登記については法務局(電話0564-52-6415)にお問合せください。

遺産分割協議(遺産分割協議書の作成)が済んでいる

はい / いいえ

遺産分割協議書の写しを添えて申告書を提出してください。

⇒協議書で定められた相続人宛に翌年度の納税通知書をお送りします。

法定相続人全員が自身で住所、氏名、生年月日、続柄を手書きして申告書を提出してください。
※遠方等やむを得ない事情がある場合は、申告者が代筆してもかまいません。(その場合は必ず他の法定相続人の同意が必要です)

⇒代表者(申告者)宛に翌年度の納税通知書等をお送りします。
※その場合、納税通知書の宛先は(代表者)様外○名と記載され、代表者の方以外にも連帯して納税義務が発生します。

お手続きの御案内

・名寄帳による所有資産の確認は、亡くなられた方の相続人様のみが行えます(委任により代理人でも可能です)。
・所有資産確認のための名寄帳等発行手続きの際は、御自身の身分証明及び相続人であることが確認できる書類(亡くなられた方の除籍謄本、相続人の方の戸籍謄本等)を添付してください(岡崎市役所東庁舎3階資産税課・支所各窓口及び郵送での発行も可能です)。
・本申告書による固定資産税の納税義務者の変更は翌年度からとなります。

・お支払いについて御不明な点は、納税課へお問合せください。

お問合せは

岡崎市財務部　資産税課　償却資産係
(0564) 23-6107

「固定資産税納税義務者申告書」は、岡崎市役所HPにも掲載しています。
サイト内検索で　納税義務者申告書

口座振替の廃止　納税課　収入整理係　(0564) 23-6123
納付状況の確認　納税課　納税推進2係　(0564) 23-6115